

4 飯協ス第 741 号
令和 5 年 2 月 14 日

飯塚市議会議長 秀 村 長 利 様

飯塚市長 片 峰 誠



記録提出請求の拒否に関する疎明について

地方自治法第 100 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年 2 月 9 日付で請求のありました「記録の提出請求について」に対して、次の理由により拒否いたします。

(理 由)

入札の予定価格を設定するために参考とする業者見積は、本市は公表しない前提で業者に依頼している。その資料を当該調査委員会資料として提出すれば、公開資料となり、提出してもらった業者の会社経営に支障が生じる可能性があるため、情報公開条例の第 8 条第 2 号「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなもの。」と判断し非公開とする。

また、今後参考見積を公開資料としていることで、見積もりの提出を拒否、または適切な価格提示ができないなどの事態が生じた場合に、適切な入札の執行ができず行政運営に大きな支障が生じるおそれがあるため情報公開条例の第 8 条第 3 号イ「市又は国等が行う行政上の監査、検査、取締り、許認可、試験、入札、契約、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかであるもの。」と判断し非公開とする。

